

安政の大獄で佐伯藩預かりとなった

水戸藩士 鮎沢伊太夫と佐伯藩(一)

菅野 隆 光

(会員 佐伯市中山)

はじめに

最初に吉村昭の『桜田門外ノ変』から引く。

……鮎沢伊太夫は、安島帯刀あしまたてが切腹きりうぶ、茅根伊予之介ちのねいよのすけが死罪に処せられた折に遠島刑を申渡されたが、昨年(安政六年・一八五九)十一月十四日、佐伯藩に終身禁固という刑に変更され、豊後国佐伯に護送された。

(幽閉されていた伊太夫は一時病を得て、命は惜しくないが三年は生きていたいと言っていたが、ほどなく平癒した)「ところが、今年の春、井伊様が殺められた騒動をきいた時、踊りあがって喜ばれたとのこと。……鮎沢様は、藩にお預けになる以前から、その騒動が起ることを知っておられ、それで三年間は生きていたいと言っていたのだ、と思ったそつでございます。」……^①

小説の主人公、桜田門外の変現場指揮者の関鉄之介が逃亡の途中、豊後六本松(大分市津留六本松か?)の宿で同宿となった佐伯藩の百姓二人から伊太夫の消息を聞く場面である。

伊太夫がこの小説に登場することは、たまたま伊太夫の話題が出たときに小野幾夫氏に教えて頂いた。私自身は五年ほど前、古川薫著『吉田松陰 留魂録』^②で松陰と伊太夫、伊太夫と佐伯藩との関係を知りずっと気になっていた。そして伊太夫が護送された安政六年、赦免された文久二年(一八六二)の『御用日記』を読みたいものだと考えていた。そこで思い出したのが以前一寸のぞいてみた東大史料編纂所がウェブ上で公開している「大分県下幕末維新期史料の調査」^③「佐伯藩政文書」^④のことであった。見てみると文久元年(二年)の御用日記もその中に含まれている。そこで「鮎沢」で検索をかけてみたところ

(一月二十六日条) 元水戸藩士鮎沢伊太夫の赦免について町奉行 浅野備前守より「口達之覚」を伝達される。

を最初として六件が検出された。史料には「五五八

文久二年(御用日記)』と整理番号も記録されており、これを手がかりに調査を思い立った。しかし史料を読む力不足、一人では到底心許ないので、小野さんに相談した所「やりましょう。」と心強い言葉を頂いた。市教育委員会で伊太夫に関わる御用日記を選び出し、伊太夫関係の記述がある箇所をチェックし、コピーを取るといふ作業に取り組んだ。この作業が一日で何とか終わったのは小野さんのお陰、只ただ感謝の外はない。

幕末激動の時期に佐伯藩にお預けになった水戸藩士鮎沢伊太夫のことは佐伯市でも広く知られているとはいえない。幕末激動の中、僅か二年のお預け、その後藩も廃藩となってしまうのであるから無理からぬことである。

そこで本編では鮎沢伊太夫と佐伯藩の関わりを『御用日記』の記述を手がかりに探っていきたい。今回は、幽閉期間中の記述は調査不足もあり、『御用日記』から拾い出すことが出来なかった。しかし江戸から佐伯へ向かった護送の旅。一転赦され、晴れて江戸に帰っていった旅。二つの旅とその前後の佐伯藩の対応についてはかなりの記述が見つかった。

特に赦されて帰る江戸への旅については伊太夫自身が『再来紀行』という日記を残している。『再来紀行』は伊太夫が赦免された文久二年(一八六二)十二月十六日から翌三年二月十日に至る間の日記である。幸いなことに公刊されている『水戸藩関係文書』⁴の中にその日記も収録されている。『御用日記』と併せて読むことにより、江戸への旅はより詳しく知ることが出来る。その記述は詳細多岐にわたる。佐伯を出発をするまでの人々との交流。諸大名やその家族、家来の行列が錯綜し混雑する道中の様子。前年の生麦事件を受けて警備嚴重な街道の様子。横浜の変貌等々幕末騒然とした慌ただしい雰囲気も伝えている。また東海道水口宿で対面した毛利安房守の様子も書き残している。

しかし、『再来紀行』を読んで何より心をうつのは、赦免から出発までの九日間の記述である。『御用日記』は公式記録であるから当然のことながらこの間の詳しい記録はない。しかし『再来紀行』には赦免された当日の「心情恍惚如夢只々」。次の日故郷の老親、妻子を思い「窓二涙ニムセブ」。公式記録では残らぬ伊太夫の心の動きが伝わってくる。

また身分の上下なく武士を始め多くの人々の名前が書き残されている。立ち去れば恐らく二度と会うこともない佐伯の人々である。そこには丁寧に書き留めた伊太夫の思いが感じられる。二年に及ぶ幽閉期間中に醸成された互いに敬意を抱いた交流がなければ、赦免の日から出発当日までの心温まる交流はあるべくもない。このように考えるとき、『再来紀行』の出発までの記述は、伊太夫が書き残した佐伯の人々との温かい交流の記録とも考えられる。本編は、鮎沢伊太夫の紹介とともに、伊太夫が書き残した、温かい「佐伯の心」も埋もれさせることなくお伝えできればと考えている。

一・角石番所の別れ

文久二壬戌年（一八六二）十二月二十四日。伊太夫は生涯取籠めの身から解放され、勇躍佐伯藩を出立した。彼が残した旅行記の当日の記述。

廿四日晴

早朝結髪入浴、旅装野羽織袴ナリ、（中略）守衛

ノ諸子ト離盃ヲ酌ミ、四ツ時大日寺ヲ出立ス、（中略）門前より郭外迄見物人爲群、（中略）角石番所迄歩行ス、此處迄守衛士并年比懇意スル人々送り来リテ別ヲ告ク、維多年守衛士数名ト交ル如兄弟流涙無辞、（後略）

鮎川伊太夫『再来紀行』（五九五頁）

「水戸藩関係文書 第二」（床井親徳、日本史籍協会）の

この日鮎沢伊太夫は赦免後、八日間を過ごした大日寺を出て江戸に向けて出発したのである。大日寺の門を出ると、伊太夫を見ようと、角石の番所迄見物人が群れをなしていた。その中を歩き、角石番所では懇意にしていた人々が見送った。

殊に別れを惜しんだ数名は「交わるること兄弟の如く」であった。その相手は「守衛士」つまり禁固された伊太夫の見張り役である。見張られる者と、見張る者とが互いに涙で言葉にならぬ別れを惜しんだのである。

二年の禁固の間に牢の内と外という立場を超えたつながりがうまれてきたのであろう。懇意にしていた人々の多くの見送り、さらには涙の別れ、禁固の間の

交流を示す記録は殆どないが、二年間の温かい心の繋がりが窺われる記録である。

出発前日、『御用日記』にはこうある。

十二月廿三日

一長溝保太夫罷出、明廿四日出立仕候段、拙者_江謁之候_ニ付、旅中精々入念致警衛江戸表着之上、御奉行所_江無滞引渡、萬端御都合能相済候様、拙者より申渡候

(中略)

一御関所手形一通左之通、御番頭兵右衛門より長溝保太夫_江為相渡候、

一上下式十人

水戸様元家来鮎沢伊太夫儀、先年安房守_江御預被仰付候_ニ付、在所_江差遣置候処、此度於在所表御赦免申渡、江戸表_江呼寄候様、御掛水野和泉守様御差圖_ニ付、差添人共差下申候、御関所無相違御通可被下候、以上(後略)

佐伯藩文久二年御用日記(史料No五五九 八〇頁)

御番頭兵右衛門から関所手形を貰い、翌日、長溝保太夫以下総勢二十名で江戸に向かつて出発したのである。佐伯に向かった二年前とことなり赦されて帰る旅である。心弾む出立であったことであろう。旅立っていた鮎沢伊太夫はどのような人物であったのか。そしてお預けになった三年前の様子から見ていく。

二、安政の大獄と伊太夫そして松陰

まず、鮎沢伊太夫について。伊太夫は文政七年(一八二四)水戸藩士高橋諸往の次子として生まれている。兄は高橋多一郎、後の桜田門外の変に関わる中心人物である。二十歳の時鮎沢家の養子となり家督を継ぐ。二十一歳、前藩主斉昭謹慎免除のため奔走し禁固。三十一歳罪を許され復職、後に勘定奉行となる。

伊太夫三十六歳、安政六年(一八五九)、大老井伊直弼と水戸藩主斉昭の対立は抜き差しならぬところにさしかかっていた。八月、伊太夫は『戊午の密勅』降下に関わったとして、江戸小伝馬町の獄に繋がれた。戊午の密勅とは安政五年戊午(一八五八)孝明天皇から水戸藩に密かに下された勅書である。その内容は公

武合体と攘夷を促すものであった。幕府を差し置いて水戸藩に直接下された勅書は、大老井伊直弼の激怒を招き、伊太夫のみならず、水戸藩にとつても前藩主斉昭の永蟄居、家老安嶋の切腹など苛烈な処分をもたらした。この一連の処分が伊太夫の兄高橋多一郎を中心とする桜田門外の変に繋がっていくことになる。

安政の大獄は水戸藩だけでなく多くの者が獄に投じられた。吉田松陰もその一人である。松陰は伊太夫の入獄前七月九日から小伝馬町の獄に繋がれていた。伊太夫入獄は八月二十三日、そして松陰刑死が十月二十七日、短い間であったが、二人は小伝馬町の同獄に繋がれていた。松陰の獄舎は「西奥揚屋」、伊太夫は「東口揚屋」で離れ、直接言葉を交わすことはなかったが、手紙の遣り取りを通じて心を通わせていたのである。松陰刑死の日の様子を伊太夫は獄中遺書として次のように書き残している。

鮎澤伊太夫遺書 安政六年十一月 鮎澤在江戸獄

去月廿七日評定所御呼出之朝読る

身はたとひ武蔵の野辺に朽ぬとも

留めおかまし大和魂

矩方ぬし^⑤

同日晝九ツ時此評定所より早駕籠ニて返り揚屋さ
や内ニ而荒縄にかゝりける間に高聲ニ口吟して別
れ行ける唐歌

今我為国死 死不背君親 悠々天地事 感賞在明神

右ノ詩ヲ吟スル事從容トシテイサキヨク人々實

ニ感シケル余リ人々歌讀テ弔ヒケル(中略)

ますら男の死てのかとてのいさましき

うれしき聲に語るからうた

占^⑥

『吉田松陰全集第九卷』葬祭関係文書六五〇頁

(山口県教育会編纂 岩波書店 一九三五刊)

評定所で刑死の判決を受けて小伝馬町の獄に帰った松陰は別れの挨拶を禁じられ、声高に辞世の漢詩を吟じ別れを告げたというのである。その態度が実に落ち着いて潔かったという。また伊太夫は松陰と獄中でひそかに手紙の遣り取りをしている。刑死の四日前、十月二十三日、松陰から伊太夫に宛てた手紙でこんな

ことを述べている。

(前略)

来書に云はく、「尊兄には此の先き御處置の程計り難く、小子は海外に赴き申し候云々」、讀み去りて覺えず一慟仕り候。此慟や、……亦愛國の已むを得ざるものなり。……(後略)

『吉田松陰全集第九卷』安政六年 四九二頁

(山口県教育会編纂 岩波書店 一九三九刊)

伊太夫からの手紙「来書」に「尊兄(松陰)は今後どういう処置が下されるかわからず、小子(伊太夫)は海外(遠島)ということになっている」とあり、松陰はこれを読んで国を憂うあまり、思わず一泣きしてしまつた、というのである。そして松陰が刑死の前日に書き終えた『留魂録』にも伊太夫は登場している。

一東口揚屋ニ居ル水戸ノ郷土堀江克之助、余未タ一面ナシト雖トモ真ニ知己ナリ、(中略)又鮎沢伊太夫ハ水藩ノ士ニシテ堀江ト同居ス、余ニ告テ曰

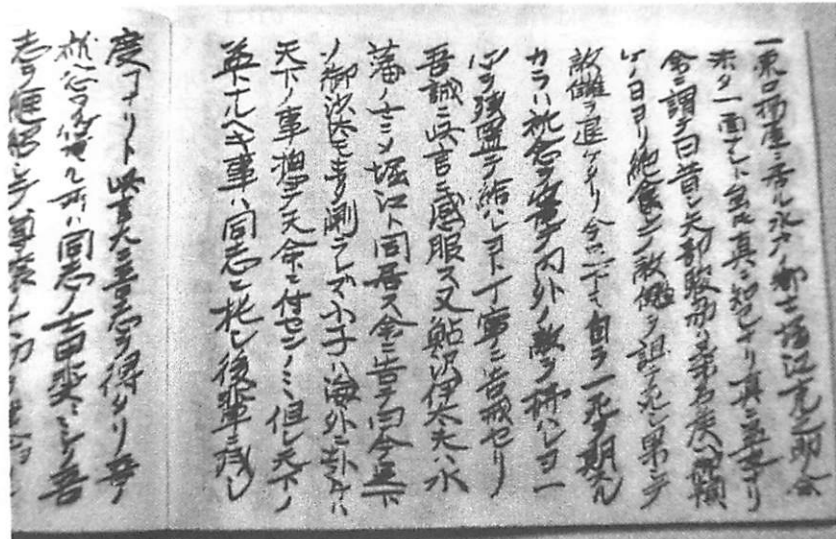
「今足下ノ御沙汰モ未タ測ラレズ、小子ハ海外ニ赴ケハ、天下ノ事総テ天命ニ付センノミ、但シ天下ノ益トナルヘキ事ハ同志ニ托シ後輩ニ残シ度コトナリ」ト、此言大ニ吾意ヲ得タリ、(中略)吾死ストモ堀鮎ニ子ノ如キハ海外ニ在トモ、獄中ニ在トモ、吾同志タラン者願クハ交ヲ結ベカシ、(後略)

『留魂録』第九章 吉田松陰

松陰を一慟させた伊太夫よりの手紙を『留魂録』にも取り上げ深く共感している。そして同志に、「堀江・鮎沢の二人が遠島になつていようともし獄中にあることも是非交わりを結べ、と勧めている。

『吉田松陰全集十卷』に「関係人物略伝」がまとめられており鮎沢伊太夫も掲載されている。伊太夫の略歴を紹介した後その最後に「松陰は安政六年江戸獄にありて文通し相許すところあり。(後略)」とある。僅か二ヶ月余ではあるが伊太夫と松陰は互いに相手を認め、相許す交流をもつていたのである。

伊太夫の兄高橋多一郎も桜田門外の変後大坂に潜伏中幕府の役人に探知され、長男と共に自刃してい



【留魂録一部】(7)

る。自らの投獄、佐伯藩での幽閉。そして兄、甥の死、安政の大獄は伊太夫にとつて苛烈極まりないできごとであった。

三、流罪一転佐伯藩お預けへ

安政六年（一八五九）八月遠島の刑と決していた伊太夫の刑は、十一月十四日、佐伯藩禁固お預けと変更になる。「お預け」とはどのような刑であろうか。

『徳川制度』^⑧（上六五～六六頁）には次のように述べている。

……大名に御預けの身となり、これに幽閉せらるべき場合には前日その預くべき大名の留守居を評定所に召喚し、明後何日御預けものこれあるに付き、準備しかるべき旨、評定所留役より内命す。……それより留守居立ち帰りにて、揚屋^{あげや}の準備、引取の手当などをなし、指定の日その刻限に切棒^{きりぼう}駕籠を吊らせ（引戸に錠前あるもの。……足軽二十人士分十人物頭騎馬一人ないし二人警固して引き取るを例とし……（中略）……さて、預かり主の領地に護送せ

らるべきよしを沙汰せらるるは、これその罪人は、生涯その大名に預け切りとなるべきに定まれるなり。されば預かり主も、また人一人、いわゆる飼い殺しにせざるべからざることとなりて、その入費一方ならざれば……(中略)、江戸屋敷に預かり中は……夜具も器具も一切新調にて、最も三食に注意し、献立の鄭重なる、罪人には相応しからぬ饗応をなし……(中略)ことに警固の士十余人を昼夜付け置きて、夜も寝ずの番をなさしめ……御預かり中は、時々御徒十目付・御小人目付巡回し来るが故に、片時も警固を緩ゆるがせにすることあたわず……(後略)

事前の牢獄などの準備、厳重な警護の引き取り、国元への護送から始まり、御預人が生涯を終える迄身辺の世話をしながら警備を続けるのである。御預人を引き受ける、ということがいかに負担の重いことであるかがわかる。佐伯藩にその一報が入ったのは十一月十五日のことである。その日の御用日記。

十一月十五日

一 今八半時、御留守居宮本又左衛門申聞候、松平和泉守様様より志人差急罷越候様御呼出ニ付罷出候段相達候、

一 前条又左衛門罷歸申聞候き、御預人之者一人有之候段、右之御書付公用人を以御渡有之候、尤書付き御内意ニ而候、表向明日御達有之旨、公用人申聞段相達候、

毛利安房守江一人預置候者有之候間、内意相達候事、但在所江差遣生涯取籠候様相達ニ而可有之候由ニ申聞置候事

十一月十五日

佐伯藩「安政六年御用日記」(史料No.五五四 四六頁)

刑の変更を言い渡した翌日、早速留守居が召喚され達書を渡されている。江戸屋敷の対応、警固の人選、護送の人選手配、国元の対応等々、この日以降佐伯藩は緊張に満ちた疾風怒濤の日々を送ることとなる。まず種々の調達手配である。

一 右御預人ニ付早速大工・乗物屋・呉服屋・仕立物師

早々呼出候様、御番頭仁右衛門^五申渡候、

(前掲書 四六頁)

江戸屋敷では伊太夫はたった一晚を過ごすだけであるが、その一泊のために大がかりな準備が始まる。その日のうちに大工(留置用の工事)・乗物屋(護送用の駕籠)・呉服屋・仕立物師(衣類・夜具等)の手配を慌ただしくしている。さらに留置の場所、

一 伊東修理太夫様^五前方御預人有之候^三付、右御留

守居共心得居候、溝口主膳正様・池田昇^口様御留

守居共罷越呉候様、又左衛門相頼候處、右三人早

速罷越御預人差置候ヶ所御番頭仁右衛門始御役

人共立會、及相談候處、稽古場内^三七寸角^二而^三困付

可然与相談相決候 (前掲書 四六頁)

飢肥藩に先年御預人があつたので、飢肥藩の御留守居と共に事情をよく知っている者二人にも来て貰い、水戸屋敷の重役と共に相談し稽古場に七寸角で困い留置することとしている。また、水戸藩の重役であつた

者に粗末なようであるが、「平罪人」になつたのだからよからう、という判断をしている。その夜より早速工事に取りかかる。

一 昨夜中より大工共多人数打懸り困相拵、今朝致出来候 (前掲書五五三— 四二頁)

大勢の大工が徹夜の突貫工事で十六日の朝には留置の困いが出来上がっている。また警固当番もその日編成される。

一番士式人宛 但夜中者不寝三人宛

一 御徒士式人宛 但夜中右同断

右之通代合昼夜入念相勤可被申候 以上

十一月十六日

覚

足輕昼夜式人宛

小人 壹人宛

右之通代合昼夜入念相勤可申事

(前掲書五五四— 四七頁)

二十四時間体制で警備。特に夜は不寝番で二名増員。厳重な警護体制である。家中一同禁足、他行留も申し渡された。

その日の夕方には幕府から正式の達しがあった。しかし一方で引き渡しは、

「…御老中様方御沙汰^ニ者急^ニ御渡相成候^而者嘸々心配、殊^ニ御入用茂格別盃可申候……」

(前掲書五五四—一 四八頁)

と配慮を示し、佐伯藩が護送などの準備が出来たところで引き渡そう、との内意が伝えられている。

十一月二十二日、いよいよ伊太夫引き取りの当日となった。総責任者は御物頭国矢藤右衛門。御給人代木許源太夫と共に時服麻上下のいでたちで騎乗。医師、御徒士二名、小頭、足軽十一名、駕籠かきなどの小人数で隊伍を調べ四時(十時頃)出発、北町奉行所に向かった。夕方一行が奉行所から伊太夫の身柄を受け取り帰ってきた。直ちに稽古場に設けた囲いの中に留置する。明二十三日の出発まで厳重な警備が始まる。

御上台所に御中小姓以上を集め、明朝出発まで屋敷内外を昼夜油断無く警護するように指示した後、それぞれに

一 御徒士之者、右同断御屋敷内外昼夜半時廻り被仰付候間、入念相勤候様……………御徒士頭共ヲ以爲申渡候……………

一 小頭衛藤廣右衛門、御元々下役御勘定人共、御屋敷内外昼夜供時半之廻り被仰付候間、入念相勤候様……………

御用人御目付共を以爲申渡候……………

一 足軽共兩人、屋敷内昼夜供不打繩廻り被仰付候間、入念可申旨……………御目付共ヲ以爲申付候

(前掲書五五三—二 一〇八頁)

と申し付けている。見廻りの装束は御給人・御徒士・小頭などは「火事装束」足軽は「皮羽織」と定め、火事場並の厳戒体制を取っている。

その一方国元佐伯でもその対応に大童であった。

二十三日江戸出発の報が入り、御目見格以上総出仕の

上、

此度水戸様元家来鮎沢伊太夫^与申者、一生涯御預人相成、當月廿三日江戸表御差立可相成候間、當地着之上御預申、萬端大切三相心得、可申旨被仰出候

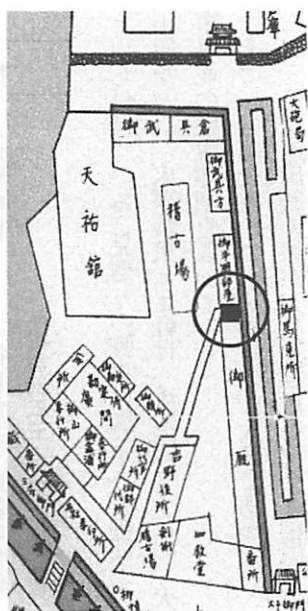
(前掲書五五三一— 四七〜四八頁)

と、申し渡し、早速留置する場所を相談している。

一前条御預人、無程當御地下着可相成候間、被差置候御場所困御普請早々申付御用意等茂可申付旨、御番頭衛士^江申渡候処、御番頭共御郡代御目付御勝手方御給人共立會致見分候處、大手門内御厩脇御長屋之間可然段

御番頭右同人申聞候付、其通申渡置、職人共打掛成丈丈夫三差急出来候様申付、御時節柄三候得者、御嵩成儀無之様是亦為申付候様申渡候、

(前掲書五五三一— 四八頁)



程なく御預かり人が佐伯に着くので、留置する場所を検討させた所、大手門内の脇、長屋との間がよからうということになった。そこで早速工事に取りかかった。財政難の折あまり予算高にならぬよう、とも注意している。

右に掲げたのは『明治四年頃 佐伯藩時代屋敷図』の一部である。

明治四年から遡ること十二年前が伊太夫下向の安政六年となるので、大きく建物の配置はかわっていないと思われる。大手門内、厩と長屋の間とはどのあたりであろうか。

屋敷図では大手門から櫓門までは内馬場となつて

いる。その馬場添いに大手門側から番所・御厩・御手廻部屋と建物がある。「御厩脇御長屋之間」であるから地図上■印あたりではなからうか。現在でいえば佐伯小学校の門の斜め向かい、駐車場と三余館の境あたりになるであろうか。後日伊太夫が到着し案内した道順を

「會所門より御馬屋前通、同所横路次、夫より伊太夫被差置候場所^江為致案内」 (前掲書五五三―二 六四頁)

と記録している。

三府御門から入り御馬屋前を通り、その横の路地を入り幽閉する場所に案内したのである。その記述から推測しても大体あの辺りであろうと思われる。

今回は伊太夫が佐伯藩にお預けと決定し、その対応に追われた佐伯藩の様子、そして伊太夫が江戸屋敷に入るまでを見てきた。

次回は江戸から佐伯に向かい到着留置される迄。そして二年後赦免の知らせが入り佐伯の人々と別れを惜しむ様子を見ていく。三回は江戸までの旅と、旅中

のいくつかのエピソード、最後に伊太夫ゆかりと思われる書籍について紹介したい。

註

(1) 吉村昭『桜田門外ノ変』新潮社一九九〇―四二七頁

(2) 古川薫『吉田松陰留魂録』講談社学術文庫 二〇〇一

(3) 東大史料編纂所 HOME

HOME √ 編纂・研究・公開 √ 所報 √ 『東京大
学史料編纂所報』第三十六号 (二〇〇一年)

[http://www.hi.u-tokyo.ac.jp/publication/syoho/
36/saiho_OITAKE-2HTM](http://www.hi.u-tokyo.ac.jp/publication/syoho/36/saiho_OITAKE-2HTM)

(4) 床井親徳 日本史籍協会叢書『水戸藩関係文書』東京大学出版会 一九七四

(5) 矩方 松陰の諱

(6) 占 鮎沢伊太夫のこと 「鮎」のつくりをとり「占」とした。

鮎沢の手紙などでは「鮎」セン「潜」「沢」タ
ク「宅」として「潜宅」と署名した例もある。

(7) 松陰神社発行の『留魂録』レプリカによる

(8) 加藤 貴 校注『徳川制度』(上) 岩波文庫

二〇一四

(9) 松平和泉守 松平 乗全。老中

(10) 『馬琴書簡集成 第2巻』天保二年(一八三二)

八月二十六日篠齋宛 五二頁に飢肥藩の分家

筋にあたる、旗本寄合伊東主膳が鶴を射て咎を

受け、「主殿殿八本家伊東修理太夫殿江御預ケ」

とあるので、このことではないかと思われる。

(11) 『明治四年頃 佐伯藩時代屋敷図』佐伯市教育委

員会

凡例

一、『御用日記』『再来紀行』については、適宜、読

点「」、並列点「・」、**「」**を用いた。

一、『御用日記』についてはつとめて原文の形にそう

ようにしたが、解読の便宜を図って次の点に留

意した。

(イ) 変体仮名はすべて現行の仮名に改めたが

「者」(は)、「而」(て)、「之」(の)、「茂」(も)、

「江」(へ)など、一部そのまま用いたものもある。

(ロ) 解読できない文字は□を以てした。

一、『留魂録』の表記については主に、古川薫『吉田

松陰 留魂録』に依った。